

株式会社ブリューダ 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：計画期間中に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率50%以上

女性社員・・・取得率90%以上

<対策>

- 令和8年 4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討
(業務体制の見直し、代替要員の確保、複数担当者制など)

目標2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和8年 4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和8年 4月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布、管理職を対象とした研修および社内報などによる全職員への周知

目標3：社員のうち、25歳から39歳の社員の平均時間外・休日労働時間を各月42時間未満とする。

<対策>

- 令和8年 4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年2回実施
- 令和8年 4月～ 業務量の見直し、効率化などの取組実施
- 令和8年 4月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施